

売買単価契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書に定める契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれが無い限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(輸送費)

第4条 納地までの輸送（梱包を含む。）に必要な経費は、代金に含まれるものとする。

(納入予定期日等の通知)

第5条 乙は、契約物品を納入しようとする場合は、必要に応じ、納入予定期日その他必要な事項を検査官に通知しなければならない。履行期限までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について、甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第6条 乙は、物品を納入場所に持込んだときは、直ちに納品書をもってその旨を検査官に届出なければならない。

(受領検査)

第7条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査においては、納品書を確認した上、契約物品が契約書に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

3 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内にしなければならない。

- 4 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 5 乙は、検査官に対し、検査の日時等の通知を求めることができる。
- 6 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領検査)

第8条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領し、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第9条 甲は、受領検査において不合格と判定された契約物品で、甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することができるものとする。

- 2 乙は、受領検査において不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領を甲に申請することができる。
- 3 甲は、第1項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額するものとする。

(所有権の移転)

第10条 契約物品の所有権は、甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(代金の請求及び支払)

第11条 乙は、契約物品を納入後、納入分に対する確定代金を甲の指定する者に請求することができる。

- 2 乙は、代金を請求する場合は、適法な支払請求書をもってするものとする。
- 3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、約定期間（前3項の期間をいう。以下同じ）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払う事を要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第7条第2項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(履行期限の猶予)

第13条 乙は、理由を添えて、履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで履行期限を猶予することができる。

3 乙は、履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第14条 乙は、前条第2項の規定により履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1%の率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10%の金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において、「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 履行期限以前にされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の履行期限の翌日から納入した日までの日数

(2) 履行期限以前にされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の履行期限の翌日から猶予された日までの日数

(3) 履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

3 前項の規定の適用においては、納入は第6条の届出があった時にされたも

のとみなす。

- 4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3.00%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第15条 乙は、契約物品の納入が履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3%の率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の規定において「遅滞日数」とは、履行期限の翌日から遅滞分を納入した日（履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合においては、当該申請のあった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

- 3 前条第3項は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

(契約物品の納入不能等の通知)

第16条 乙は、理由のいかんを問わず、次の各号に該当する事実が発生した場合は、直ちに、甲にその旨を通知するものとする。

- (1) 納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合
- (2) 納期までに契約物品を納入することができなくなった場合
- (3) 契約物品が滅失又は損傷した場合

(危険負担)

第17条 甲乙双方の責めに帰すことができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙の契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第18条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを補修（良品との取替を含む。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰すことができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。
(契約物品の契約不適合)

第19条 納入された契約物品に契約不適合（数量の不足を含む。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補（良品との取替及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他、修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 前項の契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達成することができないと認める場合に限り、第22条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は、返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 補修の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については、6ヶ月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以降に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立に理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 6 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

7 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品に、なお、当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(契約の変更)

第20条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合は、履行期限、履行場所、契約数量、仕様書の内容その他、乙の義務に関し、この契約に定める所を変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第21条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第22条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が履行期限までに契約物品を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達成することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合の他、甲の都合により必要がある場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第24条 甲は、第22条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10%の

金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第14条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第25条 甲は、第22条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が履行期限までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第23条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。

(秘密の保全)

第26条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第27条 乙は、契約物品又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品及び官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認識し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、

相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

6 第2条の規定は、前5項についても適用する。

（調査）

第28条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

（その他）

第29条 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

2 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第30条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の所轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

